

広報かんら

お知らせ版 No.1173



2020年
6月15日号
発行・編集・印刷
甘楽町
(総務課行政係)

新型コロナウイルス感染症に係る保険料(税)の減免について
新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要件を満たす人は以下の保険料(税)が減免となります。

◆ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 ◆

対象者

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 → **保険料(税)を全額免除**
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の人で、次の①～③のすべてに該当する人 → **保険料(税)の一部を減額**
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

◆ 介護保険料 ◆

対象者

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 → **保険料を全額免除**
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①と②に該当する第1号被保険者 → **保険料の一部を減額**
 - ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年に比べて30%以上減少する見込みであること。
 - ②減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

～ 共通事項 ～

対象となる保険料(税)

令和元年度分および令和2年度分のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限となっているもの。

申請方法 電話でご相談いただいた後、送付された申請書に必要事項を記入し、郵送してください。

問合せ先【国民健康保険税】 町住民課住民税係 (☎内線262・263)

〒370-2292 甘楽町大字小幡161-1

【後期高齢者医療保険料】 にこにこ甘楽 町健康課国保係 (☎内線611・612)

【介護保険料】 にこにこ甘楽 町健康課介護保険係 (☎内線621・622)

〒370-2213 甘楽町大字白倉1395-1

広告